

1. 件名:MHI 原子力研究開発株式会社の核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請に係る面談
2. 日時:令和4年11月16日(水)10時45分～11時00分
3. 場所:原子力規制庁10階南会議室 ※TV会議により実施
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門  
川辺管理官補佐、矢野安全審査官  
MHI 原子力研究開発株式会社  
安全管理部長 他6名
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. 提出資料
  - ・NDC の核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請について(改1)
  - ・保安規定・核燃料物質使用許可対比表(改1)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	こちら原子力規制庁の矢野と申します。本日は 2022 年 9 月 15 日に申請いただいた、MHI 原子力研究開発株式会社の保安規定の変更認可申請に関して、
0:00:14	前回の面談でコメントした経営内容に対する回答ということで資料を作っていましたので、その資料についてまずご説明をよろしくお願いいたします。
0:00:27	はい。NDC ウワダイです。では早速ですが、前回面談にてコメントいただいた点の反映の方をご説明させていただきます。
0:00:38	まずは資料の程度、共有をさせていただきます。
0:00:51	こちら見えておりますでしょうか、原子炉規制庁安江と資料確認できております。
0:00:58	はい。ではまず、
0:01:02	衛藤。
0:01:04	NDC の、核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請開発ということで、今回改定箇所、説明させていただきます。
0:01:17	今回ですね、変更の概要で、4 点ございましたが、こちらの中の②の管理区域内における線量当量率等の測定頻度の見直しにつきまして、
0:01:30	コメントをいただいた点ございますので、こちらの補足という形で改定させていただきました。
0:01:41	まずですねこちらですが、管理区域内における線量当量率等の測定について、長期休日で放射線作業が行われない場合の測定頻度を見直し、下記変更備考について行う。
0:01:56	ということで、なお、測定頻度の見直し内容については、使用規則及び解釈、他の施設の保安規定を参考にし条件つきとするとしたので、記載をしております。
0:02:09	その中で、
0:02:13	測定頻度の合理化というところで、前回の面談資料と比較性等、補足を加えております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:22	核燃料物質の使用について、弊社の定めでは、核燃料物質を取り扱う場合は、取り扱い計画書等、放射線作業計画書、こちらを提出することにしております。
0:02:35	放射線作業計画書の作成につきましては、保安規定に書かれております第 30 条にて、有意な被ばく、または汚染を伴う作業に対して、必要としております。
0:02:49	一方また、下部規定におきましては、日常点検や、定期測定作業、こちらにつきましては、放射線作業の計画書の作成を要しないと。
0:03:01	しておりますので、結論としましては、当該期間中に有意な被ばくや汚染作業を行わないことが確認できた場合、これにつきましては、
0:03:13	測定を省略して、合理化を図ることとしたいといったようなところで記載をしております。
0:03:25	続きまして 2 点目でございます。
0:03:29	2 点目につきましては、品質マネジメントシステムに関する記載、内容の見直しというところで、
0:03:37	こちらの補足の方をさしていただいております。前回の資料で、江藤。
0:03:46	マネジメントシステム統合に関わる記載内容の変更として、関連文書の名称及び要望の見直しというのを記載いたしました。こちらの方、ちょっと補足をさせていただこうと思い、追記しております。
0:04:00	まず一つ目としましては品質保証マニュアルという要望ございました。こちらにつきましては、品質環境安全衛生マニュアルという名称に変更しました。
0:04:12	この品質環境安全衛生マニュアルでは、素案品質方針を、環境及び安全衛生を含めて、一本化にし、
0:04:23	品質方針としております。
0:04:27	また、保安品質マネジメント及び保安品質目標、こちらにつきましては、第 2 章に、21 か 21、1 項と整合ということで、
0:04:40	保安品質保証計画書に規定された体制及び実施ないが、内容等による品質管理をするよう、要望を見直しおります。
0:04:56	またその他変更というところで、保安品質保証責任者の選任範囲の拡大というところを改定しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:06	こちらにつきましては、従来、保安院訴訟責任者の選任範囲拡大ということはなかったんですが、こちら今回拡大ということで、他の管理者層が選任することが可能であることを明記しております。
0:05:21	具体的には社長は、技術推進品質保証部長を保安品質保証責任者に選任し、と記載がございましたが、こちらを、
0:05:32	技術推進品質保証部長。
0:05:36	括弧、正管理者層であるほかのものを指名することもあり得ると、いうような記載にしております。
0:05:43	この部分について面白ええ等、補足を追記させていただきました。
0:05:50	保安品質保証責任者の指名についてですが、
0:05:53	管理者層である他のものというのは、保安規定第9条のさ、の中の3.5、公安品質マネジメントシステムの計画、こちらの中に、変更の事項も記載がありまして、
0:06:07	その中で、当該品質マネジメントシステムが、
0:06:12	不備のない状態に維持することを掲げていると、そういったことから、それ相応の能力を有する者を選任する必要があると。
0:06:22	こういったところで解釈をしております。
0:06:24	具体的に管理者層であるものにつきましては、当社でのあります技師長或いは部長等の幹部クラスのうち、
0:06:37	保安品質保証活動を統括する能力のあるものを想定しております。
0:06:48	以上で面談資料、こちらにつきましてはの
0:06:53	改定内容の説明を終了いたします。
0:06:56	続けて、
0:06:59	保安規定と核燃料物質使用許可の対比表についても追記、改定をいたしましたので、ご説明させていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:09	こちらの変更につきましては緑字で変更を示す追記を示しております。
0:07:23	最後のページです。
0:07:27	保安規定第 11 章、記録及び報告の変更につきまして、核燃料物質使用許可等の対比を行った際に、前はタイプなしと記載をさせていただきましたが、
0:07:41	津山郷再確認をさせていただきます、許可書ですね、10 章、
0:07:47	中央施設等の保安のための業務に関わる品質管理に必要な体制の整備に関する事項。
0:07:54	この部分の、
0:07:57	すいませんこれちょっと章が抜けておりておりますが、第 2 条ですね。
0:08:03	第 2 章保安品質マネジメントシステムの英語ですね。
0:08:08	記録の管理というところに記載がございますが、
0:08:12	こちらにつきましては、
0:08:15	当社個別業務等の要求事項への適合及び保安品質マネジメントの実効性を実証する記録を明確にするのと同時に、
0:08:26	当該記録を読みやすく、容易に内容を把握できるようかつ、
0:08:31	検索できるように作成し、保安活動の重要度に応じて管理しますと。
0:08:36	この記録については、2 項で、識別保存保護、検索及び廃棄に関する管理方法を定めた手順を作成すると言ったので、記録に関する、
0:08:46	記載許可書にございましたので、こちらとの対比をさせていただいております。
0:08:57	以上で、今回の前回のコメントに対する回答となります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:04	現職者ですご説明ありがとうございました。それでは説明に対して、何ていうか、質問させていただければと思います。まずパワーポイントの方。
0:09:15	でございますけれども、今回説明を追記いただいた7ページですかね。測定器の合理化のところ、
0:09:23	これも確認だ形なんですけれども最終的に従って、
0:09:30	あるに従って当該期間中に有意な被ばくや汚染作業を行わないことを確認できた場合は省略し合理化を図るとしてますけど、これつまり上の御説明と合わせると、放射線作業計画書、
0:09:45	を作成しなかった場合っていうそういうことになるってことですかね。
0:09:52	NDCマチダでございますけれども、ご理解の通りでございます、当該期間中におけるですね、放射線作業計画書の提示がなかった場合は省略できると。
0:10:03	いう理解でございます。作成者のN-Sありがとうございました。了解いたしました注ぎまして、
0:10:13	10ページですね、2の③のところですねここも補足いただいたところなんですけれども、
0:10:21	1ポツと2ポツへの名称変更については統合による名称変更だということで3ポツ目については
0:10:31	保安規定内の用語の統一とかいうそういう、
0:10:34	ことになるってことなんですかね。
0:10:43	伐期
0:10:53	あ、NDC笑いです。
0:10:55	こちらにつきましてもおっしゃる通りで保安規定内の名称の統一ということで、実施しております。
0:11:05	了解いたします。いずれにせよこの辺は、等級名称を変更するだけの記載の適正化だということで理解はいたしました。
0:11:23	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:24	あとはもう一つの資料ですね、許可との対比表。
0:11:31	ですけれども、
0:11:33	そうですね。前回コメントした通り、
0:11:39	一応許可とピンクはされてる。今回、今回追記するところが明確にあるわけではないですけれども記録に関してはこのような、もう許可でお約束をされていてそれに関してこの部分が作成されていると。
0:11:54	ということで整合はされているというふうに今の確認をさせていただきましたので確認いたしましたということだけです。はい。
0:12:10	はい。原則でありますこちらから、今の説明していただいたものに関してはもうコメントは以上になりますけれども、今回の推薦に関しましてN E Cさんから何か追加で質問等、不明点等ございますでしょうか。
0:12:30	N B C ウワダイです。N D C から特にコメント等ございません。
0:12:36	直接それではこの申請に関しまして前回のコメントも本日の回答面談において回答いただきましたので
0:12:48	我々は
0:12:51	その事故の話はこれで以上になりますので引き続き、ちょっと先生書を掲げさせていただいて審査説明させていただきたいと思えますまたにかけましてちょっと面談を実施させていただいて確認させていただくことがあるかと思えますのでその際にご対応よろしく願いいたします。
0:13:08	はい。
0:13:09	了解しました。はい。西浦です。了解いたしました。はい局長すいません本日は忙しいところ下の短い時間で恐縮です。どうも面談ありがとうございました。それでは本日これで面談終了させていただきますありがとうございます。
0:13:24	はい、どうもありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。